

写

22消安第7529号
平成22年12月16日

各地方農政局消費・安全部長
北海道農政事務所消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

(農林水産省) 消費・安全局農産安全管理課長

農産物直売所で販売される農産物の適切な取扱いについて

先般、保健所の検査で、農産物直売所に出荷された農産物から、適用のない農薬が検出されたものや、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準を超える残留農薬が検出されたものが見つかりました。

また、本年は、例年以上にノロウイルスによる食中毒が発生したり注目されたりしていることから、食品を扱う者がノロウイルスによる食中毒の発生防止対策に取り組む必要があります。さらに、今秋は毒キノコによる食中毒事例が多発しました。

このような状況を勘案すると、今後農産物直売所で販売される農産物についても、農薬の適正使用や衛生管理がますます重要となります。これを怠り問題が発生してしまうと、農産物直売所の信頼が失墜するだけでなく、経済的に大きな損失を被る可能性があります。

については、農産物直売所の管理者（以下「管理者」という。）や、農産物直売所に農産物を出荷する生産者（以下「生産者」という。）に対し、下記の事項について周知を図るよう、貴職から貴局管内都道府県に対して通知・指導していただくようお願いいたします。

記

1. 生産者が栽培段階で農薬を使用する際は、「農薬適正使用の徹底について」（平成22年12月15日付け22消安第7478号農産安全管理課長通知）にしたがって農薬を適正に使用しなければならない。管理者は、生産者に対して農薬の適正使用に関する注意喚起を行うとともに、必要に応じて定期的に記録を提示させ農薬の使用状況について確認すること。
2. 管理者及び生産者は、野菜の加工、包装、販売を行う場合には、ほこり等の異物の混入や有害微生物による汚染が発生する可能性を低減するために、野菜と触れる手、器具、容器や棚等を清潔に保つとともに、陳列棚や農産物について

適切な温度が維持されるよう、なお一層留意すること。また管理者は、食中毒が疑われるような体調不良の者を、農産物を取り扱う作業に従事させないこと。

3. 野生のキノコの採取・販売に当たっては、引き続き食品衛生部局と連携を図りつつ、きのこアドバイザー等の専門家の判断を求めながら、その安全性について十分な確認を行うこと。